

内閣参質二一三第一六八号

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員浜田聡君提出非営利性が要件であるはずの認定NPO法人フローレンスにおいて年額二千万円を超える給与をもらっている職員が存在すること等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出非営利性が要件であるはずの認定NPO法人フローレンスにおいて年額二千万円を超える給与をもらっている職員が存在すること等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「書籍の解説内容」は、特定非営利活動法人の役員報酬に関する一般的な解説として、平成十一年に当時の経済企画庁国民生活局が編集した書籍に記載されたものであり、現時点における政府としての認識も、これと同様である。

二及び三について

お尋ねについては、個別具体的な事実関係に即して特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第九条に定める所轄庁において判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難である。